

銃 砲 史 研 究
第 3 号

唐津城趾の南蛮大砲に就て

福地復彦

ポルトガルの東方進出史 第五回

有馬成甫

青園文庫収蔵兵書目録

昭和43年9月

銃 砲 史 学 会 編

唐津城跡の南蛮大砲に就て

福地復彦

一、昭和四十一年、舞鶴城跡の唐津公園に築造再現した天守閣に、一門の南蛮大砲が展示されている。いつの頃から舞鶴城にあつたのか明かでないが、天守閣に収容されるまでは、玄海灘を一望にのぞむ本丸の最上段に放置されて顧みられなかつた。

一、大砲は鉄製で、長さ二・七メートル、口径一〇センチ、重量約二屯、砲身に紋章が認められる。

一、この大砲は、正保元年（一六四四年）、時の唐津城主寺沢兵庫堅高のため唐津湾で撃沈され、五〇〇人に近い異国人が船と運命を共にしたと伝えられる、国籍不明の黒船の備砲であると言われる。

一、然し、正保の黒船事件は通航一覧にある記事以外は見られないから、この大砲の由来も明確ではない。

一、鎖国時代の大悲劇、重大事件であると思われる正保の黒船事件を単なる伝説として放つて置くことは出来ない。私は唐津の出身者として、この事件に多大の関心を以て調査研究を続けている。

一、唐津の大砲が正保事件研究に重要な手がかりである事には間違ないと思う。大砲の紋章のコピーを、イギリス、オランダ、スペイン、ポルトガルの海軍機関に送つて調査への協力を依頼した。オランダ海軍機関から大砲は紋章から見てイタリア製のように思われるとの連絡があつた。

一、右の示唆に基き、イタリア側を調査した処、ローマの海洋博物館から大砲の紋章は十七世紀ベニスで製造された大砲の紋章と同様であるとの回答に接した。

一、依つて、従来南蛮砲とだけでその製造国が不明であつた唐津の大砲の故籍は、イタリアのベニスであると推断する次第である。

一、唐津の大砲と正保元年の黒船との關係に就ては、別文献を参照せられ度い。

通航一覽卷之二百五十三

諸厄利亜国部三

○異船燔沈

正保元年甲申年六月八日肥前国高島、松浦郡に筑前国姫島との志摩郡に海上に異船渡来す、国名詳ならず、古事にも明証を得ざれば、しはらくこの部に収め、後考を俟つ、同日、寺沢兵庫頭、津城前主唐松平黒田右衛門佐、筑前、及び松浦壱岐守肥前国平等、軍船數艘を出し、同十一日悉焼沈め、大筒を分取す、此事唐津城に詳ならず、姑く疑ひを存す

正保元年甲申年六月八日

早天唐津之按するに、肥前国松浦郡に属す城主寺沢兵庫頭領分高島と、筑前国福岡領志摩郡姫島との間に、長さ五十間

計の黒船来り掛ける由、所々の遠見所より追々注進ありければ、城主兵庫頭殿大に驚給ひ、早速本城へ行天守台より遠目鏡を以御覽有ければ、小山の如くなる船一艘、凡乗込の人四五百人計可有之、軍船と見え、旗、指物、馬印、鉾、長刀、劍其他色々成兵具を連ね、數十挺の石火矢筒を揃へし有様は、蒙古の古へを思ひ出され、彌船や来らんかと一家中の者共騒ぎ大方ならず、寺沢殿二の丸へ入給ひ、早速御陣触有之、船奉行池田新助、門崎伊右衛門へ、浦々給水主の用意可致旨相触候様被仰付、猶又軍船の用意等も御沙汰有ける内に、大船頭小船頭 船目付等の者打寄、その用意あり、

兼而御定之御人数割左之通

一先陣之士大将岡島七郎右衛門、与力に而並河九郎右衛門組士共に、古河伝右衛門組士共、稻田平右衛門

船燔沈
唐津城
黒田右衛門

組士共、林又兵衛組士共、何も大筒、弓、鎗、長刀に而乗出す、

一同足輕大将に而並河太右衛門組士共、関善左衛門組士共、小笠原齊組士共、古橋庄助組士共、大竹嘉兵衛門組士共、呼子平右衛門組士共、中島与右衛門組士共、上目八助組士共、何も大筒、小筒を備而乗出す、

右八箇所之郷組共に

一後陣之大將には原田主計、与力笹小左衛門組士共、今井九兵衛組士共、並河太兵衛組士共、川島茂右衛門組士共、足輕大将には片岡庄右衛門組士共、石原太郎左衛門組士共、陰山源左衛門組共、酒井孫左衛門組共、柳本五郎左衛門組共、柴田彌五郎組共、渡辺与右衛門組共、島田十郎右衛門組共、何も大筒小筒を備へ乗出す、

右八箇所郷組足輕共

一高島には与力頭並河団右衛門組士共、足輕大将には島田直記組士共、細井源之丞組士共、何も大筒、小筒、弓共堅之、

一大島には按するに、松浦郡に属す、但し下地名數所に及へとも、みな同郡及及ひ筑前国志摩郡怡土郡早須郡を出されは、逐々按注を加へす浅井小十郎組士共、川崎東馬組士共、岡原彦兵衛組士共、大筒小筒に而堅之、

一神島には岡島次郎兵衛組士共、谷崎八右衛門組士共、笹山小藤太組士共、右同断、

一浜崎浦には小林甚十郎組士共、渡辺半左衛門組士共、小野兵九郎組士共、

一鷺の首鹿賀には斎藤左右衛門組士共、右同断、

一深江の浜には松下半之丞組士共、沢田玄蕃組士共、右同断、

一馬依島には酒井藤右衛門組士共、中村源八郎組士共、古川直馬組士共、右同断、

一加唐島には加藤清左衛門組士共、磯田十太夫組士共、右同断、

一破ヶ崎には三宅藤十郎組士共、本郷三十郎組士共、右同断、

- 一 飯屋崎には馬廻五騎、足輕二十人、右同断、
- 一 呼子浦には馬廻三騎、足輕十五人、右同断、
- 一 入野浦には馬廻三騎、足輕十五人、右同断、
- 一 黒川浦には馬廻二騎、足輕十人、右同断、
- 一 向島には佐々木四郎左衛門組共、馬廻三騎、右同断、
- 一 湊浦には馬廻二騎、足輕十人、右同断、
- 一 寺沢兵庫頭殿御先勢三宅藤右衛門、御後勢沢木七郎兵衛、軍目付国枝清左衛門、御側組足輕四組二騎、本組四組、都合五百八十八人、滯島浜辺へ出張有、
- 一 御本丸御留守居には岡島次郎左衛門、百十四人にて堅之、
- 一 二の丸には並河佐右衛門、百二十四人にて堅之、
- 一 水の門には陰山源三郎、百人にて堅之、
- 一 北の門には細井金十郎、百人にて堅之、
- 一 大手門には熊沢三郎兵衛、百五十餘人にて堅之、
- 一 船入門には小寺兵十郎、五十人にて堅之、
- 一 西の門には関右京、二百人にて堅之、
- 一 名古屋口扑辻両御町奉行二組にて堅之、
- 一 埋門には柳本徳太郎、五十人にて堅之、
- 一 西の浜には小笠原登之助、百人にて堅之、
- 一 佐志浜には加藤主殿、四十人にて堅之、
- 一 腰曲輪には渡辺東馬、百人にて堅之、

一寺沢殿之御船には美々敷備へ、船奉行池田新助、川崎伊左衛門を初、大船頭小宮官右衛門、吉田儀右衛門、船目付磯貝藤右衛門、水主六十人にて、鳥島と洲口之間に掛り、先陣の相図を相待けり、都合五千五百人之着到にて出張あり、

一筑前国福岡松平右衛門佐殿在江戸なれとも、姫島毛屋崎より注進櫓の齒を挽か如く、御留守居美作より、秋月筑前国夜須郡に属す、黒の方へ飛脚を以申遣ける、早速甲斐殿先陣黒田外記、郡主馬、山内源八郎、川田斉、西村蕃、大坪仲を始として、都合五百八十八人、九日暮方秋月を出馬にて毛屋崎へ出張有、又黒田市正殿には吉田六郎太夫、明石権太郎、牧甚之助、二神七太郎、黒田宗右衛門等を始めとして、都合六十人にて、農方九日夕方今津浦へ出張有、

一福岡之先陣には郡正太夫、村沢源之丞、甲良道可、吉田久太夫組々都合七百五十人、後陣は杉山文之丞、浦野半兵衛、新見蕃、原吉之助組々都合七百五十人、

一姫島には黒田源左衛門、吉田彦岐、竹田十左衛門、小川勘左衛門、小川縫殿組々都合五百八十八人、

一姫浜には小林小十郎、金子内膳組々都合四百五十人、

一衣崎には黒田監物、山本紋右衛門組々都合三百人、

一黒崎には井上三郎太夫組々都合百人、

一相の島には郡兵内、明石友兵衛都合三百二十人、

一地島には戸田孫九郎、吉田八彌組々都合二百人、

一志賀島には黒田内匠、井上美濃都合百五十人、

一桜井には自注、神主大宮司、上手勢百人、神主与力、所々都合四百人、
総介、是は大明神、

一鐘ヶ崎には黒田造酒二百人

一野登には近藤斉、野村十郎兵衛都合百八十五人、

一 蘆屋浦には菅野六之助百人、

一 多々羅浦には竹本内記百人、

一 野子島には山本太郎左衛門、深沢源五郎百八十人、右、何も大筒小筒、鎗長刀にて出張す、

一 福岡御留守居に、黒田美作、在国之諸士を割合、

一 御本丸には黒田外記、

一 二の丸には三枝勘兵衛、

一 三の丸には小川伝八等を始め、外曲輪迄夫々に手配して、堅固に備へ、燒草船迄も用意して、先陣の相
図を相待けり、

一 六月九日の暮方より、唐津の先陣後陣の軍船數百艘、黒船を遠巻して備たり、

一同十日昼時より、筑前の先陣二十五艘軍船、姫島より南の方四里計にして碇を卸し備けり、此所筑前と
唐津の境の海と見えたる故、黒田寺沢の兩勢出張せり、翌十一日朝、筑前後陣の勢數百艘船を浮へて、黒
船の北を堅たり、扱又平戸の城主松浦沓岐守殿勢千二百餘人にて壱州へ出張、毛利勢は伊崎に陣を張、小
笠原の勢は黒崎の沖へ軍船を浮へ、何も左右を今や今やと相待ける、追々兩家の軍船數千押寄、十重廿重
に追取巻、柴船、茅船數百艘、黒船の南北に控へたり、

一 兩家の総勢時の声を揚げる時は、東は毛屋崎、西は小川島、南は虹の浜、北は姫島沖、四方十里を響出
しけり、黒船より是を見て大きに驚き、唐津勢の方をさし招き、何やら呼といへとも、一切聞分け不得、
只時の声のみしてけり、団扇を以て招きけれとも、未だ日本にて見もせる石火矢筒三四十挺、筒口揃へ待け
ければ、寄する船は一艘もなし、黒船も今はすへきやうなく、逃んとすれとも流石広き千海難を、陸地の
如く船筏を組固めける故、透間なくして控へたり、暫くしてドラ、チャンメラを吹出し時に、年の頃二十歳
計の若大将、金の冠に赤地の錦の装束して、朱の日傘に金銀の短冊數十枚付、縁には紺地錦緋縮緬の様を

る美々敷ものを付けるを差かけ、供廻り五六十人引連れ、船矢倉へ登りて、寺沢兵庫頭の三つ藁の絞付たる旗、石無地紋付たる吹流しを□□何やら言て頭を下け拜みける処を、十一日午刻、唐津先陣の大將岡島七郎左衛門船より、並河九兵衛組士佐々木兵助三十貫目にて、彼大將を打落したり、後に控へし者共大きに驚き、何やら口に言て怒りければ、筑前勢の中より二三十貫目筒にて打掛ければ、あやまたす三人打落したり、残者共矢倉より船の内へ入にけり、其時両家より大筒、小筒詰替打掛ければ、黒船にてはどら、ちやんめら吹出すや否や、二十四挺の石火矢一度に打出す、然れとも小山のとき大船故、玉は帆柱旗吹流しの竿のすへを打通し、人には一切怪我はなし、其玉唐津の高島の北裏の鼻に当り、岩石おひたしく打碎き、数十丈崩れ、毛屋崎の鼻を打崩す、此時黒田、寺沢の侍大將牒し合せ、兼て用意の焼草船を招寄風上より流し懸たり、黒船間近く成ければ、柴船の船頭火を付て天満船へ乗移り、味方の方へ漕戻りける、扱又焼草船黒船へ流れ付頃、火矢を諸方より打懸ければ、異国人龍吐水鯨吹波杯いふ火消道具にて是を消といへとも、数百艘の焼草船、一面に流れ付燃上りければ、二三艘は消といへとも、最早黒船に火移り、北側半は焼落る、石火矢打候節の焰硝箱に火入けるや、海中一面に火となり、船ひらき焼落にけり、右之趣、両家三太守へ黒船焼沈候旨注進あり、大きに悦び給ひ、彼国崩しの大筒を取揚へき哉の旨、両家より海士を入られ、苧綱を以巻、ろくろにて巻上ければ、唐津へ八挺、筑前へ六挺とりけり、此外いまた十挺程も海中にあれとも、綱切れて取事不叶、然処筑前より髪毛綱二房持来り、五度引揚けれども、此綱切れて不上、何者か言出しけん、黒船の唐人焼死の亡魂、右石火矢を揚られん事を悲しみあからずとも、又龍神のおしみ給ふ共言触らしければ、筑前勢は髪毛綱切れし後は、此事を恐れしにや、早々人数をまとめ帰陣いたしける、斯て岡島七郎右衛門つくつく思ひけるは、扱も黒田は音に聞えし大家なる故、髪毛綱切れし後は、其儘捨置引ける、当家にては天草一揆の以来、四萬石被召上、八萬三千石の小家なれば、髪毛綱も無之、且又金銀にて手に入品にもあらず、箇様の器物を捨置けるは、流石大家の家老職は格別也、我又工

夫を考へ、右の毛綱を取上候事案の内にあり、髮毛に似たれば芋をねりませ、汐間に彼切れし毛綱へつなき合せ、二度迄巻、此方の宝にせんと独り笑を含み、同役へも沙汰なしに其用意有て、太守へ申上、彼所へ船を出、巻上げたれとも、又と切れて不揚、

一寺沢兵庫頭殿黒船征伐相濟、総勢一人も怪我もなく御勝利の事故、則当所鎮守五社大明神へ御參詣あり、一右の黒船何の国という事不知候得共、取揚し大筒の文字を見れば、横文字にて書きたる様子は阿蘭陀に似たり、其頃イギリス国は敗世の頃、彼国の軍船にてはなきかといへり、敗軍に及び日本へ吹流し、其上兵糧水薪等を求めんため来りしと見えたれとも、其旨も不糺焼討せしは、行届さる仕方と、世上にて風聞に及びしなり、尤公儀より御褒美もなく、又御咎もなし、

一此度の焼討急成も尤なり、先年南蛮国の黒船渡海をなし、天草島原の郷民ともを切支丹宗門に引入一揆を企、剩松倉家断絶、寺沢家は天草にて四萬石被召上げるも、元は黒船より起りし事故、公儀の御差圖無之とも、黒田家へ申合せて、有無も不糺焼討在之候、尤の事也、蒙古以来、黒船焼討之儀は希有の事の由にて候、

一先達而海中へ沈し鉄砲巻上候は、筑前へ六挺、三の曲輪に有之候、唐津へ八挺、腰曲輪に有之候、外に二挺は朝鮮征伐の節、加藤虎之助持帰り、唐津之城に有之と云伝へたり、尤二挺は小筒なり、文字相違なり、都合石火矢十挺有之候由なり、

慶安二戊年正月十日写之

大久保加賀守内 左 藤 源 八

自注、この書記は、五箇年以前正保元年之夏、黒船焼討之次第、寺沢兵庫頭様御家中並河太左衛門屋敷を私請取候処、座敷押入之内に此書記有之故、本書は上へ差上者也、○唐津城鉄砲古事、

無断転
載を禁
ず

ポルトガルの東方進出史（その三）

有馬成甫 訳

第二章 ヨアン二世時代

一、プレスター・ジヨンの国

アフオンゾ五世の後を継いだヨアン二世（一四八一—一四九五）が、王位に即くと、大叔父ドン・ヘンリックの探險事業を受け継いで、最初に派遣したディオゴ・カン（*Diogo Cao*）は一四八四年にコンゴ河口に達し、更にこれを南に越えて、二百リーグ以上を進み探險した。

この航海にはアストロラーブを初めて航海術に応用したマルチン・ベハム（*Martin Beham*）を伴つた。

またディオゴ・カンは、コンゴから帰るとき、ヨアン・アフオンゾ・デ・アヴェイロ（*João Afonso de Aveiro*）という人から、ベニン王からポルトガル王へ派遣する使節を同乗させてもらい度いと依頼された。

この黒人使節はポルトガル王に対し、住民をクリスト教に改宗せしむるため、伝道師を送ってもらい度いと請求した、尚ほベニン王国の東、内地三百五十リーグにあるオガネ（*Ogane*）と呼ぶ有力な大王があつて、俗界と精神界とを支配し、附近の諸王に対し主権を持つてゐる、ベニン王が即位したときも、彼に対し種々の贈りものをなし、彼より封地支配権を表はす徽章を受けて王位に即いたと語つた。

この談はポルトガル王に非常な感動を与えた、それは先にポルトガルに來たアビシニアの僧から聞いた談と一致するからである、その大王と称するものはクリスチヤン王のプレスター・ジョン (Prester John) というものに相異ない、それで印度への道を拓くに當つて、そのような有力な国王と同盟すれば容易に成功するであろうし、またそれはキリスト教の伝道と貿易との兩目的を同時に達成することになるのであるから、先づ海上と陸上との兩路からプレスター・ジョンの国へ達しようと考えた。

ドム・ヨアン二世はこの目的を達するため、アントニオ・デ・リスボン師 (Father Antonio de Lisboa) 及びペドロ・デ・モンタロヨ (Pedro de Montaroyo) の二人を陸路から、プレスター・ジョンの居る處を發見せよと命じて出發せしめた。

訓令の内容は、プレスター・ジョンの国は何所にあるのか、海に臨んでいるのか、そこには胡椒や肉桂が育つか、その外ムアー人がヴェニスに持ち來る香辛料を産するのか、などを調査せよというのであつた。

彼等はリスボンを出發してパレスタインまで行つたが、アラビヤ語に通じないので、それ以上旅行することが出来ず、引返し帰国した。

そこで王は東方の事情に通じ、且つアラビヤ語を談ずことの出来るヨアン・ベレス・デ・コウイルハン (João Peres de Covilhão) を使節とし、アフォンゾ・デ・パヴィア (Afonso de Pavia) を同行せしむることとした、そうしてその旅行費用に充つるため王室財部より四百クルサドスを支出することとし、半分は現金にて、他はナポリにて現金に代へ得るような手形を与えた。

彼等は一四八七年五月七日、リスボンを出發してバルセロナに行き、そこからナポリに渡り、次で船にてローデス島 (Rhodes I.) に行き、数日滞在の後アレキサンドリヤに渡つたが二人共病氣にかかり床に就いた、然し全快してから品物を仕入れカイロに行きそこでムアー人の隊商に加わつてトル (Tor) シナイ山の麓、紅海沿岸の町 () に行き、そこで印度の事情を聞くことが出来た。

そこから舟に乗つてスアキン (Suakin) を経てアデンに行き、そこで二人は分れ、コウイルハンは印度に向い、バウイアはエチオピアに向い、カイロにて再び遭わんと約束した。

コウイルハンは、ムアアの舟に便乗して印度のマラバル海岸のカナノールに着き、そこで大量の生姜・胡椒が育ちつつあるのを見、またクローヴ・肉桂が運ばれて来るのを見聞し、そこからゴアを経てオルムズに至り、通商状況を充分に視察して、紅海に向う船でバベル・マン・デブ海峡の外のゼイラ (Zaira) でアフリカに上陸し、ムアア人の隊商に加わつて海岸をソフアラまで南下し、そこにムアア人が「月の島」と呼ぶ島があつて、長さ九百マイルに達することを知つた、この島は後にセント・ローレンス島と名付けられたが、また後にマダガスカルの名を以て知られている、そこより引返してゼイラに帰り、アデンを経てトルから上陸してカイロに帰り、友を待つた。

然しバイウアは遂に来らず、ヨアン王よりの使者ラビ・アブラハム (Rabbi Abraham de Baja) 及びヨセフ・デ・ラメン (Joseph de Lamego) が来た、この二人は、バイウアに従つてバクダットに赴き、オルムズの富や香料について調査しこれを王に報告の爲め帰つたが再びこの地に向ふべく命ぜられて来たのである。

彼等が持参した王よりの手紙によれば、若し訓令の全部を調査し終つてゐるならばリスボンに帰れ、若し調査が残つておれば、これを続行せよとあつた。

そこで、コウイルはプレスター・ジョンの国には未だ達してないので、今迄見聞したことを悉く報告書に書いてヨセフに持たせて帰国させ、若し王が船をギニアに送るならば「月の島」沿岸にも達することが出来、それから印度のカリカットにも行くことが出来ると附言し、自らはアブラハムと共に、オルムズに行き、そこから彼を帰して、プレスター・ジョンの国を探がそうと思つてゐると書いた。

コウイルハンはラビ・アブラハムと共にオルムズに行き、アデンに帰り、そこでアブラハムをリスボンに

帰えし、自分はエチオピアに入り、ゼイラより程近いプレスター・ジョンの宮廷に着いた。

そこで彼は非常に好遇せられた。

そうしてプレスター・ジョン（サアーネームはアレキサンダー）に、ポルトガル王より贈られた金と銀とをちりばめた王冠を渡し、王の好意と援助の意志とを伝えたが、彼はそこを離れることが中々出来ず、数多の贈物を与えられ、多くの随行員を附せられて出発したが、途中ムーアと従者との間に紛争が起り、再び連れ戻されて、王宮の在るショア（*Shoa*）に行つて王の厚遇を受け、残世を王と共にアビシニアにて過ごさなければならぬになつた、彼はそこで結婚し、多くの財産を給せられ、高位に昇り、三十三年を過して死んだ。

二、バルトロメウ・デ・ディアズ

ヨアン二世王は、前記の派遣の外に、海上よりプレスター・ジョンの国に達せしめんとする目的を以て、バルトロメウ・デ・ディアズ（*Bartholomeu de Diaz* 一四五〇—一五〇〇）を指揮官として探險隊を派遣した。

隊は五十噸の船二隻より成り、充分の糧食需品を積み込んで、ディアズはその中の一隻に座乗し、他の一隻には、ユアン・アンファンテ（*Juan Infante*）という騎士をキャプテンとし、副長（*Tender*）にはディアズの弟ペドロ・ディアズを乗組ませた。

一四八六年八月末にリスボンを出発し、アフリカ西岸に沿ふて南下し、先にディオゴ・カン（*Diogo*

Caõ）が最南端と思つて記念柱を建てたマンガ・ダス・アレアス（*Manga des Areas*）を過つたつこの湾に達し、ここにアングラ・ドス・イルヘオス（*Angza dos Ilheos* 小島岬）の名を附したことは後に、ディアズ岬又はペデスタル岬と呼ばれたところである。

それから尙ほも南へ航したが、風波が強くなり一つの岬を五日間も越ゆることが出来なかつた。それでその岬をアングラ・ダス・ヴォルタス (Angra das Voltas) 又は回轉岬 (Cape of Turns, or Tacks) と名附けた今日オレンジ河口の南岬をなしているところである。

それから船隊は、風波のために十三日間も南に流されて陸地は見えず、寒さは次第に加わり風が少し弱まつて来たので、ディアズは陸地が尙ほも南に延びているものと思い、これに近づかんとして、東に変針したが遂に陸地を見ることが出来ず、それより北に転針して進むうちに一つの湾に到着した。

その沿岸には多くの牛がいたが土人は船隊を見るとその牛の群を内地の方に追い込んでしまつた、そこでこの湾をアングラ・ダス・ヴァケイロス (Angra das Vaqueiros) または牛群湾 (Bay of Cowherds) と呼んだ、今のゴーリッツ川 (River Gauritz) 口に近すフレッシュ湾 (Flesh Bay) である。

ディアズはこのとき既に、希望岬を廻つて東の方に行つていたのであるが、彼はこれに気付かず、このところから東に小さな湾に入り清水の補給をした、この地点をサン・ブラズ湾 (Sao Braz) と名附けた。

ディアズは、それよりも尙ほも東に進んでアルゴア湾 (Algoa Bay) の小さな島に着き、そこに柱と十字架とを建て、その岩にサンタ・クルーズ (Santa Cruz) の名を与えた、これは今に残っている。

これが希望岬を東に越えて、アフリカ大陸に足跡を印した最初のヨーロッパ人である。

彼はそれから尙ほも東へ進み、サンタ・クルーズから二十五リーグのところにある川口に着いたそこで二番船のサン・パンタレオン号 (San Pantaleon) の船長が上陸したので、その川の名をアンフアンテ川

(Rio de Infante) と名附けた、今大魚川 (Great Fish river) と呼んでいるところである。

この時乗員の間に、これ以上東へは進み度くないという不服の訴が起つた、そこでディアズも引き返さなければならぬと考えそれより西へ航し、サンタ・クルーズを通過し、一つの岬を見た、この附近は風波の荒ことなるであつたので、この岬をカボ・トルメントン (Cabo Tormentos) 即ち「暴風岬」(Stormy

Cape) と呼んだが帰国してデイアズがヨアン二世にこれを報告したところ、王は名を改めて *Cabo de Boa Esperanca* (希望岬) 即ち *Cape of Good Hope* と命名した、これが今日までその名を以て知られている有名なところである。

デイアズの船隊は一四八七年十二月にリスボンに帰着した、出発より六ヶ月十七日を費し、海岸線を三百五十リーグも新たに発見し、特に希望岬を東に廻つた最初の航海者として不朽の名を留めたのである。この探険はヨアン二世の時代としては最後の成果となつた。

三、ローマ法皇の勅書(分割線)

一四五四年一月八日附で、時の法皇ニコラウス五世 (*Pope Nicholas V 1447 - 1455*) は、ドム・ヘン・リックの要請でポルトガル王アフォンゾ五世 (一四三八—一四八一) に対しアフリカ西岸ノン岬よりインドに至る間ポルトガル国民が発見する総ての土地をポルトガル王に附与するという勅書 (*Bull*) を与えた。

然し一四九二年コロンブスが西印度 (ヒスパニオラ) に達すると、アラゴン王フェルディナンド、及びカスチラ女皇イザベラは、法皇に対し、その艦隊が発見する総ての土地を占有する権利を与えられたしと請求した。

そこで法皇アレキサンダー六世 (一四九二—一五〇三) は、ポルトガルとスペイン (カスチル・アンゴラ両国) に対し、公平に新発見地の領有を分割するために、同一条件の下に権利を与へ、両国の間に紛争が起らないようにするために一四九三年五月四日に左の要旨の勅書 (*Bull*) を発布した、これが所謂分割線の勅書として知られているものである。

それは発見地の異民族に対し、基督教を宣伝して改宗せしむることを条件とし、両国が将来争いを起さぬ

ようにするため、アゾーレス島とケーブ・デ・ヴェルテ島より西方百リーグのところに一線を書き、その線から西の方をクリスマス迄にキリスト教国によつて占領されていない土地で、既に発見せられたところ、または発見せらるるところはカスチル女皇とアラゴン王及びその子孫に属せしめらるる、その線以东はポルトガル王位に帰属せしむる、というのであつた。「原文復出」

ポルトガル王はこの勅書に不満であつた、それが余りにアフリカに近いからというのである、それで王は早速便をローマに派遣して、その改訂を要求したけれども、これは受け容れられなかつた。

そこでポルトガル王は、カスチル・アラゴン王と交渉し、両国交渉委員を以て一四九四年にスペインのトルデシラス (Tordesillas スペインのヴァラドリッド州) にて会議を開き、この分割線 (Line of Demarcation) の改訂を討議した結果、勅書の線より西方二百七リーグ、または、ケーブ・デ・ヴェルデ島より西方三百七リーグのところに一線を劃し、その西はアラゴン・カスチラ王に、またその線より東方はポルトガル王へ与えるということと談が纏まつた。

尙ほトルデシラス条約の第三条には、分割線を如何に引くかについては尙ほ協議すること、第四条にはイスペインア船もポルトガルの領域を自由に航行し得ること、第五条には新領土は一四九四年六月二十日迄に見せらるべきこと、などある条項が同意せられて法皇の承認を受け、これが一五〇六年六月二十四日の勅書 (Bull) となつて発布せられた。

この勅書により、分割線を如何に引くかという協議会が開かれることとなつていたが、人員派遣のことも行われず、第三条は遂に空文に終つた。

のみならず勅書に示されたアゾーレス島やケーブ・デ・ヴェルテ島の範囲も、判つきりしておらず、またスペイン・ポルトガル両国の勢力が、他の半球に於て出遣ふ場合は、紛糾が起る虞があると懸念されたが、これは間もなく事実となつて顕われた。

(未完)

青圃文庫收藏兵書目錄

陸軍

一	英吉利步兵練法	第七編	一冊	上村又八	明治二年刊
二	英國三軍內則		一冊	瓜生三寅	明治元年刊
三	英國步操新式		五冊	橋爪貫一	明治元年刊
四	英國步兵練法		八冊	赤松小三郎	慶應四年刊
五	訂重英國步兵練法		九冊	赤松小三郎	慶應三年刊
六	英國步兵操練圖解	大隊之部	一冊	古屋作久左衛門	慶應四年刊
七	英國步兵操則圖抄	大隊之部	一冊	本間資孝	明治二年刊
八	改正英式大隊諸圖詳解		四冊		明治二年刊
九	英式銃隊令詞	大隊之部	一冊	平元良	明治二年刊
〇	英國步兵練法号令詞		一冊	平元良	明治二年刊
一	英國練法新書圖解	下卷	一冊	淺津涉	明治二年刊
二	英國練法新書圖解		二冊	アレキサントル・ゼームス・スミツ	明治元年刊
三	英國步操圖解		一冊	高槻肇	慶應二年刊
四	英國号會詞		一冊		慶應二年刊
五	英式喇叭譜		一冊	田中歳八郎	明治二年刊
六	英國練兵中隊圖解		一冊		明治二年刊
七	英國尾槍銃練兵新式	五卷	六冊	栗津銚次郎	明治二年刊

三八	習銃用法	三	冊	阿部質	安政五年
三九	銃兵下知言葉横文字和解	三	冊	天保三年	寫
四〇	陣中要務	一	冊	慶応四年	刊
四一	官陣中要務	一	冊	慶応元年	刊
四二	陣中小典	一	冊	明治三年	刊
四三	改陣中軌典	三	冊	明治五年	刊
四四	西洋操銃篇	一	冊	弘化二年	寫
四五	施条砲操法	一	冊	元治元年	刊
四六	戰地必要	五	冊	慶応三年	刊
四七	斥候略說	一	冊	慶応四年	刊
四八	戰略小学	一	冊	明治四年	刊
四九	西洋行軍鼓譜	一	冊	安政三年	刊
五〇	改正大隊号令詞	一	冊	安政五年	刊
五一	大隊号令詞	一	冊	慶応三年	刊
五二	大隊号令詞	一	冊	慶応三年	刊
五三	大隊実地演習	一	冊	慶応三年	刊
五四	大隊教練号令詞	一	冊	安政五年	刊
五五	泰西兵鑑初編	一	冊	安政三年	刊
五六	刀圭余事	一	冊	弘化四年	刊
五七	東軍要録	三	冊	慶応二年	刊
		三	卷		
		四	卷		

七八	兵家須知戰鬪術門		六冊	大村益太郎 訳	元治元年刊
七九	白鹿屯学校図		一冊	安政二年刊	
八〇	兵学程式		四冊	慶応三年刊	
八一	兵学提要		三冊	明治三年刊	
八二	兵学教程読本	一、 一〇	六冊	荒井宗道 訳	明治五年刊
八三	歩操常軌範圍図解	一、 一〇	一冊	安政元年写	
八四	歩兵教練書	三	四冊	安政二年刊	
八五	歩兵教練書(講武所版)		四冊	安政四年刊	
八六	歩操袖珍		四冊	安政五年刊	
八七	校正歩操袖珍		一冊	萬延元年刊	
八八	歩兵練法		二冊	元治元年刊	
八九	歩操新式		五冊	元治元年刊	
九〇	掌中歩操新式		二冊	市川渡 訳	慶応二年刊
九一	歩操新式		一冊	本間武 訳	元治元年刊
九二	歩操新書増補	一	五冊	瓜生三寅 訳	明治元年刊
九三	歩兵教練書	一卷 欠	三冊		刊
九四	新式操鼓譜		一冊	犬飼清信 著	元治元年刊
九五	歩兵調練書		三冊	神田省三 訳	元治元年刊
九六	歩兵操練図解		一冊	古屋作久 左衛門 訳	慶応二年刊
九七	歩軍操法	第二編	三冊		文久三年刊

九八	生 兵 教 練				
九九	操卒定則百羅屯教練				
一〇〇	生兵教練不審之記				
一〇一	三教練拾遺				
一〇二	撒兵号令詞				
一〇三	大小隊不審書				
一〇四	劍付手前並陳列圖				
一〇五	銃陣圖說				
一〇六	銃陣秘録附電擊銃略記				
一〇七	元込筋入筒				
一〇八	喇叭符号(仏式)				
一〇九	練卒訓語(統編共)	一・二卷欠	六冊	田邊良輔 識	慶応三年刊
一一〇	練卒訓語		二冊	田中晉 識	天保一年写
一一一	改正練卒訓語	三卷	三冊		安政二年刊
一一二	里尼教則		六冊	阿部質 識	安政四年刊
一一三	里尼教練全書		一冊		安政四年刊
一一四	新式里尼教練圖解		一冊		慶応三年刊
一一五	理鴯學校圖解		一冊		安政四年写
一一六	理鴯學校圖解		一冊		安政五年写
一一七	理鴯學校全圖解		一冊		安政四年写

七月例会出席者（敬称略）

岩堂憲人	白鳥守人	戸塚芳男
小橋良夫	有馬成甫	安齊実
宗京奨三	鳥羽正雄	森重民造
佐藤直	所莊吉	稲田正純
高井稔次郎	南坊平造	入村今朝治
吉岡新一	伊藤稔弥	

銃砲史研究 第三号

昭和四十三年九月七日 発行

銃砲史学会 編集発行

東京都渋谷区神南町二十五

日本ライフル射撃協会内

頒価 百五十円